

Topics | トピックス

- ◆ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正
- ◆ 4月1日からの現物給与価額について
- ◆ 法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて
- ◆ 子ども・子育て支援金制度の創設について～「日本年金機構からのお知らせ3月号」～
- ◆ 2026年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.9%

◆ 国民年金の事務費交付金が改定

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第22号）が3月6日に公布・施行された。この改正は、国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和35年政令第122号。以下、政令）第2条第1号及び第2号の規定に基づいて行われた。

【改正の趣旨】

国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により、国民年金事業の事務の一部は市町村の法定受託事務とされており、同法第86条の規定により、この事務処理に必要な費用は国により交付される。毎年度各市町村に対して交付される事務費交付金は、下記の項目の合計額となっている（政令第2条）。この度の改正は、下記の①の算定に用いる基本額と、①及び②の算定に用いる地域差の係数に関して、令和7年度分について行われた。

国民年金の事務費交付金

- ① 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分（以下、基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額）
- ② 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分
- ③ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分
- ④ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分

【改正の概要】

(1) 基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額（省令第1条第1号、第3号、第5号）の改定

- ・適用等事務の基本額：706円 ⇒ 708円
- ・給付事務の基本額：528円 ⇒ 529円
- ・免除事務の基本額：1,445円 ⇒ 1,448円

(2) 地域差の係数の改定（省令別表(1)、(2) 第1条関係）

※級地区分の変更・・・1～7級地＋無級地 ⇒ 1～5級地＋無級地

- ・1級地：0.108 ⇒ 0.107
- ・2級地：0.105 ⇒ 0.095～0.104
- ・3級地：0.105 ⇒ 0.095～0.103
- ・4級地：0.103 ⇒ 0.095～0.101
- ・5級地：0.101 ⇒ 0.094～0.096
- ・6級地（廃止）
- ・7級地（廃止）
- ・無級地：0.094 ⇒ 0.093、0.094

◆4月1日からの現物給与価額について

厚生年金保険および健康保険の被保険者に対して、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算して標準報酬月額が求められる。現物で支給されるものが食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算する。改正により4月1日から適用されている現物給付の価額は表1のとおり。すべての都道府県において、食事の現物給与価額が変更となっている。

なお、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算する。また、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっている本社管理の適用事業所の場合、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額が適用される。

<表1> 4月1日から適用される全国現物給与価額一覧表

*住宅による現物給与の価額は2026年10月1日より適用

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【円8,930まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）	【円8,10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (総面積1平方 メートルにつき)	その他の 報酬等
	1人1月当た りの食事の額	1人1日当た りの食事の額	1人1日当た りの朝食のみ の額	1人1日当た りの昼食のみ の額	1人1日当た りの夕食のみ の額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	特 価 自 社 製 品 通 勤 定 期 券 な ど
2 青 森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩 手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮 城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋 田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山 形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福 島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨 城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃 木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群 馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼 玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千 葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東 京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神 奈 川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新 潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富 山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石 川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福 井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山 梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長 野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐 阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静 岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛 知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三 重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋 賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京 都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大 阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵 庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈 良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和 歌 山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥 取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島 根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡 山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広 島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山 口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳 島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香 川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛 媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高 知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福 岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐 賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長 崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊 本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大 分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮 崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿 児 島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖 縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別協定の定めをしている場合があります。

◆法人の役員である個人事業主に係る被保険者資格の取扱いについて

厚生省は3月18日、通知「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」を発出した。法人役員の健康保険・厚生年金保険の資格判断基準と、個人事業主等が法人役員としてその資格を有するかどうかの判断方法を明確化した。

今般、個人事業主などを形式的に法人役員に就任させ、低額の役員報酬で社会保険に加入させ、実際には報酬以上の「会費」等を支払わせる、いわゆる「国保逃れ」が横行。本来は国民健康保険・国民年金に加入すべき人が、不当に低い保険料で社会保険に加入している事例が問題視されていた。厚生労働省はこうした状況を受けて、法人の役員及び役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、下記のとおり明確化した。

【法人の役員の被保険者資格の取扱い】

法人から労務の対償として報酬を受けている役員は、この法人に使用される者として被保険者資格の取得を行うことになっている。法人の役員に関して、被保険者資格の適用の有無を判断するに当たっては、①その業務の実態が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であるか、②その報酬が業務の対価として経常的に支払いを受けるものであるか、を基準として総合的に判断される。

<参考> 上記①・②に該当しないもの

①に該当しない場合

- ・法人の役員会等に出席しているが、法人の役員への連絡調整や職員に対する指揮監督に従事していない場合
- ・法人の求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている場合

②に該当しない支払い

- ・役員会等への出席について支払われる報酬等
- ・旅費など実費弁償的な支払い
- ・退職手当*

※毎月の給与や賞与に上乗せして前払いされる退職手当は報酬等に該当する。

【法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱い】

上記「法人の役員の被保険者資格の取扱い」に係る判断基準に加えて、①、②のような実態の有無により総合的に判断して適用の有無を判断する。役員である個人事業主等が法人に使用されている実態がないことが確認された場合は、この個人事業主等は資格喪失届により被保険者資格を喪失させる。

①役員としての報酬が業務の対価としての経常的な支払いとは認められない場合

個人事業主等が法人の役員として使用される者に当たると認められるには、役員としての報酬が業務の対価として経常的に支払いを受けるものであることが必要だが、個人事業主等が法人に対して、役員としての報酬を上回る額の会費等を支払っている場合は、実質的に業務の対価に見合った報酬を受けているものとは言えず、原則として、業務の対価としての経常的な支払いがあるものとは認められない。

②役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と認められない場合

役員としての業務の実態が、以下のいずれかに該当するものである場合は、原則として、業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供に当たるものとは認められない。

法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と認められない業務

- ・知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研鑽に過ぎないもの
- ・単なる活動報告や情報共有等、役員としての具体的な指揮監督や権限の行使に当たらず、それ自体が直接的に法人の経営に参画しているとは認められないもの
- ・事業の紹介等についての単なる協力やお願いにとどまっており、労務を提供する義務を負っているとは認められないもの

◆子ども・子育て支援金制度の創設について ～「日本年金機構からのお知らせ 3月号」～

日本年金機構は3月19日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」3月号において、事業主に対して「子ども・子育て支援金制度の創設について」を掲載した。子ども・子育て支援金は、少子化・人口減少が危機的な状況にあるなかで策定された「加速化プラン」の財源の一部で、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなっている。

子ども・子育て支援には、従来より事業主だけが負担する子ども・子育て拠出金があるが、子ども・子育て支援金は事業主・被保険者の両者が健康保険料とあわせて、折半で負担する（2026年4月分の保険料から）。

子ども・子育て支援金額

支援金額＝標準報酬月額（賞与額）×支援金率（2026年度は0.23%）

なお、「日本年金機構からのお知らせ」3月号には、上記以外に「現物給与の価額が改正されます」、「短時間労働者の『被保険者資格取得届』の届出もれがないかご確認ください」、「令和8年4月から在職老齢年金の減額になる基準額が65万円に引き上げられます」が掲載された。

◆2026年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で84.9%

厚生労働省は3月27日、2026年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年1月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の84.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は753万月で、納付月数は639万月。

【2024年1月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.1ポイント増の85.6%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は644万月。

【2025年1月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.3%であった。納付対象月数は746万月で、納付月数は622万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.7%、2年経過納付率で新潟県の92.6%、1年経過納付率で新潟県の91.0%となった。